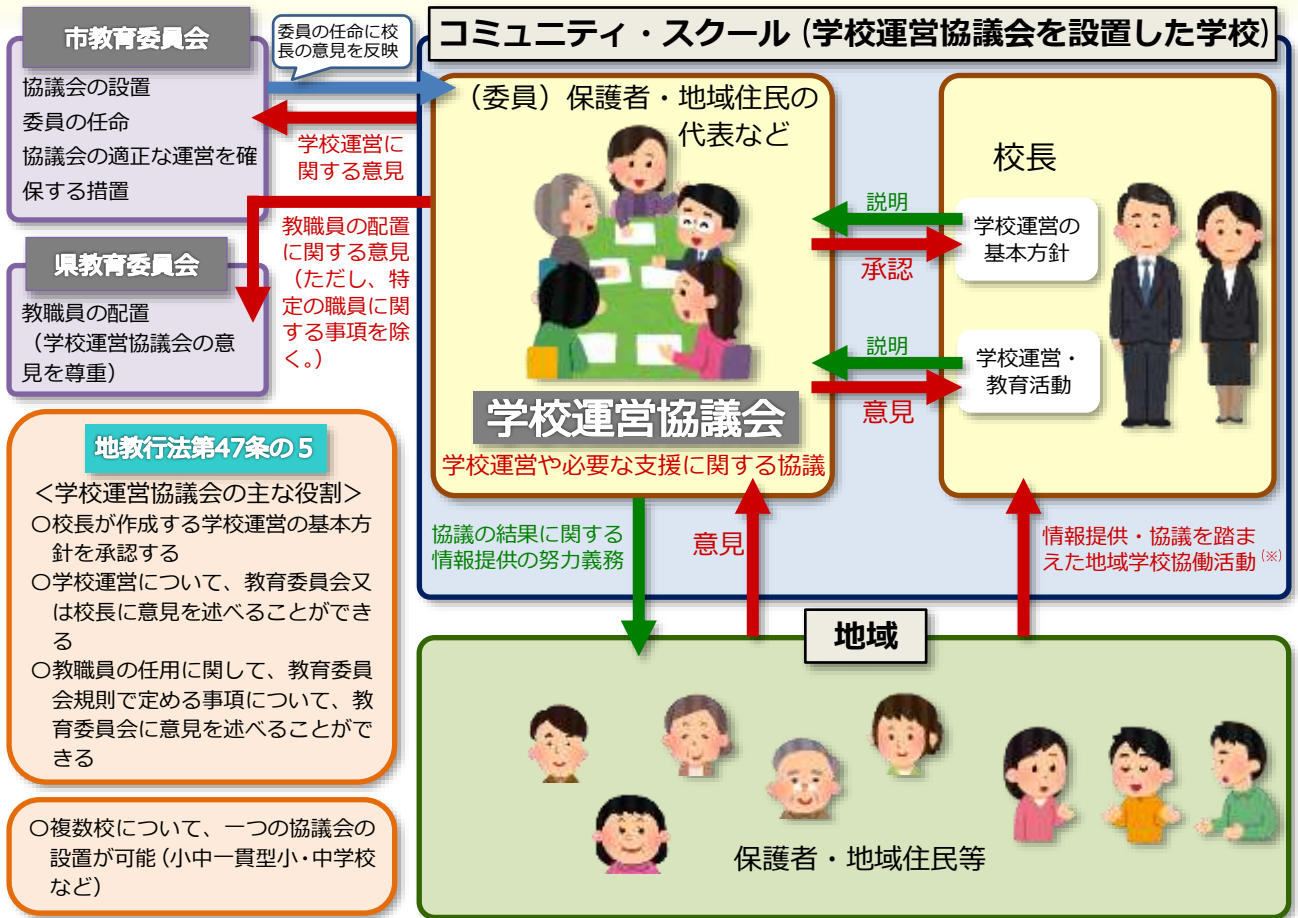


地域とともにある学校づくり 未来を拓く力の育成

学校運営協議会制度



地域とともにある学校運営のために！

熟議

関係者がみな当事者意識を持ち、子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議(熟慮と議論)」を重ねる。

協働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かってともに「協働」して活動していく。

マネジメント

中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく。

【熟議について】 以下の内容についても熟議し、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくり、地域づくりに向けた具体的な取組や支援についての協議を活性化させる。

- ・学校と地域住民等との連携・協力の促進などに関する協議
- ・子どもや学校の抱える課題の解決及び学校や家庭及び地域における教育課題の解決のための協議
- ・未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長に必要な支援についての協議
- ・学校関係者評価についての協議 など

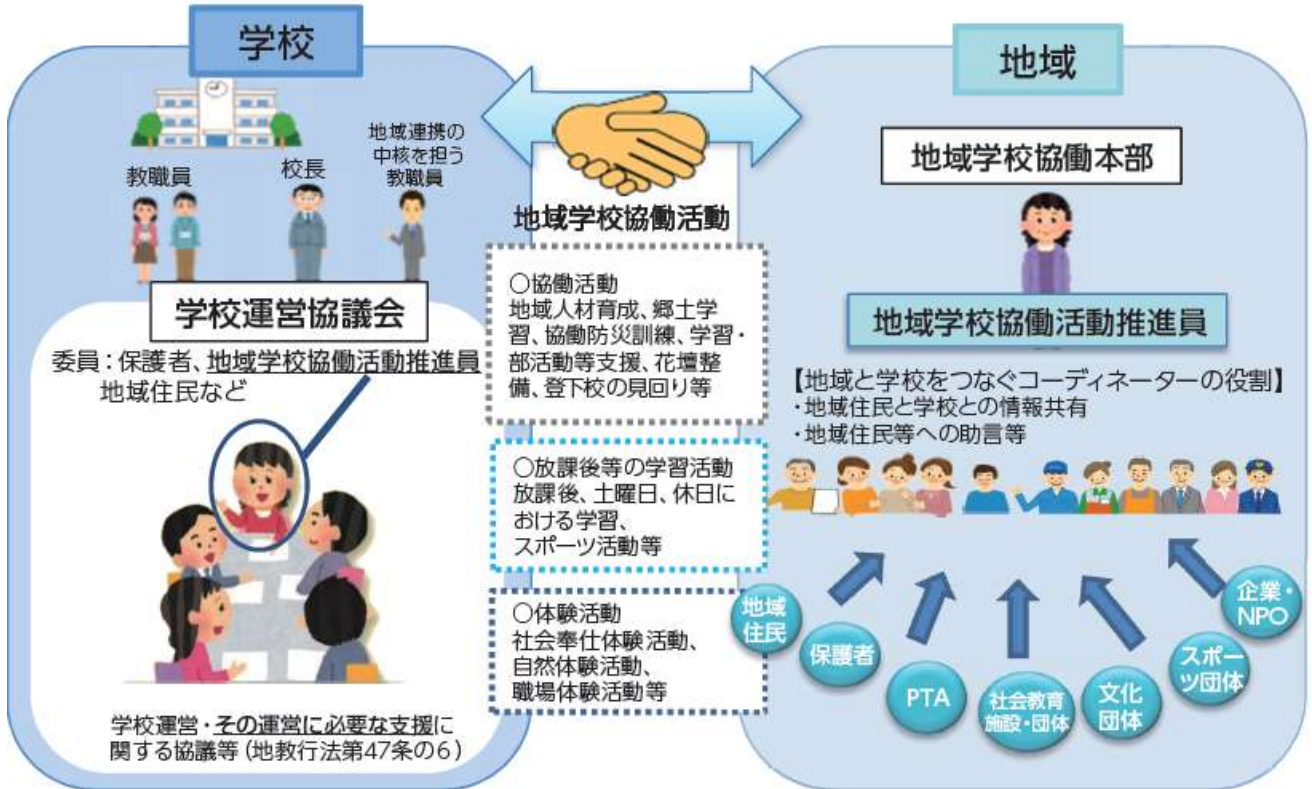
日立市の取組

- ・令和3年度から、学校評議員会を発展させた学校運営協議会を全小・中・特別支援学校に設置しています(令和4年度から義務教育学校にも設置)。
- ・学校と地域がともに目指す「育てたい子どもの姿」の実現に向けて、学校運営とその運営に必要な支援に関する協議をします。

日立市の学校評議員、学校運営協議会委員

年度	～平成30・令和元年度	令和元・2年度	令和3～5年度	令和6年度～
委員等	学校評議員	試行設置による学校運営協議会委員	法律に基づいた学校運営協議会委員	法律に基づいた学校運営協議会委員
定員	6人以内	1学校運営協議会当たり20人以内 (3つの学校について1つの学校運営協議会を置く場合を想定)	1校当たり10人以内(原則) (令和3年度は経過措置として20人以内)	1校当たり10人以内(原則) (令和6年度は、地域学校協働活動推進員を各校1名以上配置)
任期	1年(再任を妨げない)	試行設置が終了するまで	1年 (再任は3回まで)	1年 (再任は3回まで)

地域との連携・協働を推進します！



(※) 地域学校協働活動とは？ (社会教育法第5条第2項に規定されています)

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。